

## 協力者証言と反対尋問権

Limitation of Cross-examining the Cooperation Witness in United States

吉 田 有 希\*

### 1. はじめに

アメリカ合衆国において、捜査・公判協力型取引を経た協力者の証言は、公判における手続保障が履践されるために許容性があるとされる。合衆国最高裁は、*Hoffa v. United States* で、捜査・公判協力型取引を結んだ証人の証言には虚偽の危険性があることを認めながらも、そうした危険は許容性を否定するものではないと判断した。同判決は、「英米の法制度で確立された手続保障により、証人の真実性は反対尋問で審査され、証言の信用性は適切な説示を受けた陪審が判断する」ことを理由に挙げる<sup>1)</sup>。このような手続保障を経ることによって、類型的な虚偽のおそれにもかかわらず陪審は協力者証言の信用性評価を適切に行えるものとみなされている。連邦控訴裁判所も以上の発想に従い、証拠開示や反対尋問、陪審説示があるからこそ、協力者証言は証拠として認められるとする。

したがって捜査・公判協力型取引事件では手続保障の実効性が誤判防止の生命線になる。中でも反対尋問は、事実認定に直接に関わる公判段階で機能し、協力者証人の信用性評価のために最も重要な役割を果たすことが期待されている。かの Wigmore が、反対尋問は「真実発見のために作ら

---

\* 嘱託研究所員・大東文化大学非常勤講師

1) *Hoffa v. United States*, 385 U.S. 293, 311 (1966).

れた最も偉大な法的機関である』<sup>2)</sup>と述べたように、陪審の面前で相手方証人を尋問し、信用性を左右する事情を明らかにすることが当事者主義訴訟の要と理解されている。反対尋問は適切な事実認定のために不可欠のものであり、特に刑事被告人には合衆国憲法第6修正の対決権条項によって憲法上の保障が及ぶ。

反対尋問が協力者の信用性評価で主要な役割を担うことを期待されているのは日本の協議・合意制度でも同じである。協議・合意制度では標的者事件における公判審理のあり方について特別の規定は置かれなかった。弁護士は通常の事件と同様に、反対尋問によって証人の信用性を弾劾しなければならない。捜査・公判協力型取引事件で虚偽証言の危険を除去できるかは、反対尋問が十分に機能するかにかかっている。

こうした反対尋問のあり方を考える上で、反対尋問の価値が正面から認められている合衆国の理論状況を参照することは有益だろう。本稿は、合衆国の判例や裁判例を素材に、協力者証人に対する反対尋問の位置づけを検討することを目的とする。その際に注目されるのは、偏頗（bias）と対決権の関係である。偏頗はアメリカ法における弾劾方法の1つである。偏頗による反対尋問の実施は、後述のように、他の弾劾方法とは異なり、対決権条項により絶対に保障しなければならないとされている。証人が検察官と取引を結んでいる事実は偏頗を生じさせる事実の一種であり、偏頗による弾劾をめぐる議論は協力者証人にも当てはまる。

以下ではまず、偏頗という弾劾方法一般に焦点を当てる。偏頗が特別の地位にあるのはなぜなのかを検討し、偏頗による反対尋問の特徴を考察する。それから、協力者証人に対する反対尋問の意義を分析することによって、取引事件の反対尋問で核心的とみなされているものを提示する。つまり、反対尋問によって協力者証言の真実性を明らかにできるという合衆国の理解は何を前提に成り立っているのか、ということである。

---

2) JOHN HENRY WIGMORE, EVIDENCE IN TRIALS AT COMMON LAW § 1367 32 (James H. Chadbourn ed., 1974).

## 2. 証言の弾劾

### (1) 偏頗に基づく弾劾

証人の証言は知覚・記憶・表現（叙述）・誠実性の4つの要素によって成り立つ。証人は出来事の知覚・記憶・表現によって証言を行う。そして、証言は誠実に行われることが期待されている。証人が事実を正確に知覚し、知覚した事実を正確に記憶し、言葉によって記憶を正確に表現し、嘘をつくことなく誠実に物語っているときに初めて証言は信用できる<sup>3)</sup>。

したがって反対当事者は、証人の信用性を否定するためには知覚・記憶・表現・誠実性のうち1つでも欠けていることを示せばよい<sup>4)</sup>。そのための弾劾方法は一般に5種類に分類される。証言能力の瑕疵 (incompetency)、偏頗、前科等の事実が示す不誠実な性格 (character for untruthfulness)、自己矛盾供述 (prior inconsistent statement)、証言内容と相反する事実の立証 (specific contradiction) がそうである<sup>5)</sup>。これらは証言の4要素のうち1つ以上に疑義を挟み、証言の前提を崩すことで正確性に疑問を向けることを目的にしている。

偏頗とは、当事者の片方に有利または不利になるよう証言内容を歪ませる証人の精神状態を指す<sup>6)</sup>。当事者と証人のさまざまな関係性によって偏頗は生じる。たとえば、友人や家族であるなど両者の間に好意的な関係があれば証人が肩入れする理由になる。反対に、普段から敵意を持っている相手のことは必要以上に悪く言う誘惑に駆られるかもしれない。財産的・

---

3) CHARLES ALAN WRIGHT & VICTOR JAMES GOLD, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE § 6092 (2d ed.).

4) *Id.*

5) See Daniel Blinka, *Why Modern Evidence Law Lacks Credibility*, 58 BUFF. L. REV. 357, 365 (2010).

6) KENNETH S. BROUN ET AL., MCCORMICK ON EVIDENCE, 205–206 (7th ed. 2014); WRIGHT & GOLD, *supra* note 3, at § 6095.

経済的・社会的人間関係のすべてが偏頗の原因になる。

証人が訴訟の結果に何らかの利害関係がある場合も偏頗が起きる。民事事件では当事者となった企業の株主、刑事事件では共犯者証人が代表的な利害関係者である<sup>7)</sup>。

証人が検察官と捜査公判協力型取引を結んでいる事実は偏頗の典型例に数えられる。検察官は、協力者の情報が有用でなければ取引をせず、利益を与える主体となるから、両者はいわば雇用関係や経済関係に似た間柄に立つ。また、協力者は、協力の程度やその結果で報酬が左右されるため、訴訟の帰趨に対する利益を持つ。

## （2）反対尋問権の範囲と裁判所による裁量の関係

弾劾事実を証人に突きつけ、事実認定者にその信用性を考慮させるための主要な手段が反対尋問である。

合衆国憲法第6修正は、自己に不利益な証人と対決する被告人の権利を定めている。ここでいう対決とは、文字通り証人と対面する権利のみならず<sup>8)</sup>、陪審の面前で検察側証人を反対尋問する権利も意味し<sup>9)</sup>、同条項の重要性は反対尋問権の保障にある。つまり、証人の証言は反対尋問によって吟味することが憲法上要請されている。反対尋問は「証人の信用性や証

---

7) なお連邦証拠規則は偏頗に基づく弾劾の規定を置いていない。このため、条文上は、偏頗事実の反対尋問が許されるか疑義を生じる。しかし、伝統的に、偏頗の反対尋問は許容されると解されている。合衆国最高裁は、1931年の *Alford v. United States* で、偏頗による反対尋問の位置づけを明らかにした。*Alford* は、取引や利害関係等の偏頗により証人の証言に影響が生じたことを反対尋問で示す権利が被告人にあると判断した。See *Alford v. United States*, 282 U.S. 687, 697 (1931). その後、*United States v. Abel* も *Alford* と同様に、偏頗による弾劾は連邦証拠規則上の規定を欠いていても禁止されないと判断している。*United States v. Abel*, 469 U.S. 45, 50 (1984).

8) See *Coy v. Iowa*, 487 U.S. 1012, 1016 (1998).

9) *Pointer v. Texas*, 380 U.S. 400, 404 (1965).

言の真実性を確かめる主要な手段」であり<sup>10)</sup>、それ自体が達成されるべき価値だと理解されている<sup>11)</sup>。同条項の究極的な目的である公正な公判の実現のため、反対尋問によって証人の虚偽を発見し、真実を明らかにしなければならない<sup>12)</sup>。

反対尋問は一方当事者に有利な証言が何の留保もなくそのまま事実認定に使われる事態を防止するためにあるともいえよう。証言を聞く限りではもっともらしく、信用性が高いように見えたとしても、実際には知覚や記憶、表現のあいまいさ、誠実性の疑わしさを示す事情があるかもしれない。合衆国最高裁も述べるように反対尋問は「事実認定の完全性に影響を及ぼす」のである<sup>13)</sup>。適正な事実認定を行うために反対尋問は重要である。

他方、反対尋問の権利は絶対的とはいえない。「対決権条項は効果的な反対尋問の機会を保障するものであって、いかなる点、範囲でも、弁護人の望んだような効果的な反対尋問をすることを保障するものではない」からである<sup>14)</sup>。第6修正により保護されるのは、あくまで「効果的な反対尋問の機会」であって、そのような反対尋問の機会の保障に必須とはいえないものは、対決権の範囲外である。

連邦証拠規則611条(a)は「裁判所は、(1) 真実発見のため手続を効果的なものにし、(2) 無益な時間の浪費を避け、また(3) ハラスメントや不当な当惑から証人を保護するなどのために、証人尋問と証拠提出の態様や順序について合理的制限を行使しなければならない」としており、裁判所は被告人の反対尋問を制限する合理的裁量を持つ。行き過ぎた反対尋問は真実発見や訴訟経済、証人保護といった諸利益に反することがある。条文上、権限の発動が強く要請されているように、反対尋問に対しては強力が幅広い

---

10) Davis v. Alaska, 415 U.S. 308, 316 (1974).

11) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36, 61 (2004).

12) Pointer, 380 U.S., at 404.

13) Berger v. California, 393 U.S. 314, 315 (1969).

14) Delaware v. Fensterer, 475 U.S. 15, 19-20 (1985).

裁量が認められている<sup>15)</sup>。目的に照らして合理的である限り、裁量の行使は適切なものとみなされる。

一方で、被告人の反対尋問の範囲を制限することは、伝聞証拠によって事実認定を行う場合と同様に、対決権侵害と評価される。伝聞証拠に基づく事実認定とは違って、反対尋問制限は一部の弾劾事実に関する反対尋問ができないとするものにすぎないが、証人の信用性を完全には確認できない状況を作り出すことには変わらない。したがって裁判所の反対尋問制限は対決権上の争いと関係する。そこで、弁護人の反対尋問が制限された事件では、第6修正の対決権条項の保障内容である「効果的な反対尋問の機会」のために何が必須かが論じられることになる。

### 3. 偏頗に関する反対尋問の制限

#### (1) 合衆国最高裁の判断

以上を背景に、偏頗に関する反対尋問を制限した裁判所の措置が対決権条項に反しないかが合衆国最高裁で争われることになる。こうした判断の蓄積によって、合衆国最高裁の偏頗による弾劾の性質理解があらわになる。このような観点から重要となるのが偏頗事実の反対尋問が対決権の保障に含まれると判断した *Davis v. Alaska* と *Delaware v. Van Arsdall*<sup>16)</sup> である。

##### ① *Davis v. Alaska*

被告人は、金庫窃盗の事実で訴追された。金庫はS宅付近で発見され、Sの甥であるG(未成年者)が金庫付近で黒人男性二名を見かけたと捜査段階から供述していた。Gは被告人が犯人であるとし、公判においても主

---

15) WRIGHT & GOLD, *supra* note 3, at § 6162; Glen Weissenburger, *The Proper Interpretation of the Federal Rule of Evidence: Insights from Article VI*, 30 CARDOZO L. REV. 1615, 1633 (2009).

16) *Delaware v. Van Arsdall*, 475 U.S. 673 (1986).

要証人として証言した<sup>17)</sup>。Gには強盗の非行歴があり、公判当時保護観察下にあったので、検察官はGの証言前に、Gの非行歴に関する反対尋問を禁止する保護命令を求めた。弁護人は、Gの非行歴はGが保護観察の取消しを恐れて証言している可能性を立証するのに必要だと主張した。裁判所は検察側の申立てを容れ、保護命令を発した。このため、弁護人はGの反対尋問で証言の動機を十分追究することができなかった。

合衆国最高裁は、「証人の証言の動機を明らかにすることは、憲法上保障された反対尋問権の適切かつ重要な機能である」として偏頗の反対尋問が対決権の保障を受けることを明らかにし、本件のような反対尋問制限は被告人の効果的な反対尋問の権利を侵害すると判断した<sup>18)</sup>。Gに非行歴があり、保護観察中だったことは、「Gの脆弱な地位のため過度のプレッシャーがかかっていたことを推認する根拠として許容される」<sup>19)</sup>。弁護人は「偏頗の有無をGに尋問することは許容されていたものの、公判証人に期待される公平性がGに欠けている理由を主張するための記録を作ることができなかった」<sup>20)</sup>。「効果的な反対尋問を行うため、弁護人には、信用性の唯一の判断者である陪審員が証人の信用性を適切に推認できるようにする事実の提出が許されていなければならない」<sup>21)</sup>。以上は、非行歴の秘匿性という保護利益が認められても妥当し、「被告人の反対尋問がなされていれば証人の信用性が相当に損なわれるのだから、対決権は非行少年の保護に優先する」<sup>22)</sup>として事件を破棄・差戻した。

*Davis* の判断により、偏頗の反対尋問は対決権の保障範囲内であり、少なくとも陪審が偏頗の原因となる事実を認識できる程度に許容されなければ

---

17) このほか、検察側証拠として、被告人の借りていた車から金庫の塗料の成分が発見された事実が提出されている。

18) *Davis*, 415 U.S., at 316.

19) *Id.* at 317–318.

20) *Id.* at 317.

21) *Id.* at 318.

22) *Id.* at 319.

ばならず、証人保護等の利益衡量によっても制限を正当化することができないことが明らかにされた。しかも本件では非行事実という証人のプライバシーと密接にかかわり、要保護性が強く認められ、陪審が誤導的な推認をする危険のある事実が問題とされていた。にもかかわらず偏頗による弾劾の方が優越すると判断している。つまり、偏頗事実の有無について反対尋問を制限する裁量の余地はないといってよい。陪審の適切な事実認定を確保するため、偏頗に関する反対尋問は強力に保障されている。

② *Delaware v. Van Arsdall*

被告人は謀殺の事実で訴追された。事件当時、被害者宅には被告人の他にPのみがおり、被告人が被害者を殺害したか、Pを幫助したと検察側は主張した。公判で複数の証人が検察側証人として事件前の状況、事件後の被告人の様子を証言した。

本件で問題となったのは事件発生の直前に被告人が被害者宅にいたと証言した証人Fの反対尋問である。この反対尋問で、弁護士は、Fが検察官に事件の供述をすることを同意した直後、飲酒運転の訴追が取り消されていることを尋問しようとした。陪審抜きの評議で、Fは供述と引き換えに訴追を取り消す約束をしたことを認めたが、この約束が証言に影響することは否定した。公判裁判官はFの取引に関する反対尋問を禁止した<sup>23)</sup>。

合衆国最高裁は、*Davis* 同様、偏頗の事実に関する反対尋問の禁止は対決権違反であるとした。「本件において公判裁判所は、検察官が飲酒運転の訴追を取り消した結果、Fに偏頗が生じた可能性に関する反対尋問を全面的に禁止した」。このような反対尋問制限は、「証人が検察側に有利な証言をする動機づけになったと陪審が合理的に評価しうる出来事に関する反対尋問を全く禁止するものであり、対決権上の権利を侵害する」<sup>24)</sup>。そして反対尋問権侵害があったかどうかは、「陪審員が証人の信用性を適切に推認できるようにする事実を示す」ためのものだったかによる。被告人は

---

23) *Van Arsdall*, 475 U.S., at 674-677.

24) *Id.*



「反対尋問をしていれば、合理的陪審がFの信用性に関して異なる印象を受けた可能性がある」ことを立証したため、裁判所の制限は第6修正に反する<sup>25)</sup>。

以上のように、*Van Arsdall* は、偏頗の反対尋問を全面的に制限すれば対決権侵害だという理解を維持する<sup>26)</sup>。対決権侵害になるか否かの境界は反対尋問できなかつた事項が「陪審員が証人の信用性を適切に推認できるようにする」ために必要かどうか、つまり「信用性に関して異なる印象を受けた可能性がある」という点によるとされる。これらは証人に対する信用性評価への影響を検討するものであり、偏頗の弾劾証拠としての証拠価値に着目して対決権の保護が基礎づけられている<sup>27)</sup>。

---

25) *Id.* at 680.

26) ただし、*Van Arsdall* は対決権侵害が認定されれば有罪判決が自動的に破棄されるとは判断しなかつた。つまり、対決権侵害にも *harmless error* 法理の適用が及ぶ。そして、*harmless error* か否かは「検察側立証に占める証人の証言の重要性、重複証拠か否か、重要部分に関する補強または相反証拠の有無、他に許容された反対尋問の範囲、検察側立証の強度」によって決まるのだとする。*Id.* at 684. この審査は反対尋問以外の諸事情も考慮するから具体的事実関係によって結論が左右される。偏頗の反対尋問の性質について検討する本章の目的から *harmless error* の審査には踏み込まない。

27) もっとも、*Van Arsdall* の判断によって、対決権と裁判所の裁量の関係には混乱がもたらされたともいえる。*Van Arsdall* には、「公判裁判官は、対決権に関する限り、嫌がらせや偏見、争点の混乱、証人の安全、重複ないし関連性の欠如という観点から、反対尋問を合理的に制限するための広い裁量を持つ」と判示する箇所がある。*Id.* at 679. この判断は、一見すると裁判所の裁量で被告人の対決権を制限できることを示しているように読める。そうすると裁判所の裁量が不合理だったときのみ違法となることになろう。しかし、*Van Arsdall* はすぐ直後で「本件は証人が検察側に有利な証言をする動機づけになったと陪審が合理的に評価しうる出来事に関する反対尋問を全く禁止したものであり、対決権上の権利を侵害する」として対決権侵害を認定するが、対決権侵害の判断基準は「陪審員が証人の信用性を適切に推認できるようにする事実」の制限に当たるかや、「反対尋問をしていれば、合理的陪審がFの信用性に関して異なる印象を受けた可能性がある」かによるとしている。*Id.* at 680. 訴訟経済や

## (2) 偏頗による弾劾の意義

*Davis* および *Van Arsdall* によって偏頗事実に関する反対尋問は対決権条項の保障範囲内であることが確立された。偏頗の原因となる出来事は、たとえ証人のプライバシーを害し、争点を混乱させるものだったとしても、必ず反対尋問を許さなければならない<sup>28)</sup>。偏頗による反対尋問は裁判所の裁量を受け付けず、無条件で許容しなければならないほど強い保護に値する、と合衆国最高裁が考えていることが分かる。

こうした対決権上の地位は弾劾方法のうち偏頗についてのみ認められている<sup>29)</sup>。自己矛盾供述や相反事実、証言能力の瑕疵等は、効果的な反対尋問の機会のために必須とはされておらず、訴訟経済や証人保護等の観点から制約を受ける。偏頗には他の弾劾方法にはない特別の意味が与えられているが、それは何に由来するのだろうか。*Van Arsdall* の判断から読み取れるのは、偏頗事実が典型的に「陪審が証人の信用性を適切に推認」するため不可欠といえるほど弾劾証拠として強力だということだろう。

そもそも、証人の利害関係は19世紀半ばまで証人適格を失わせると解されてきた<sup>30)</sup>。その後、偏頗は証人適格ではなく専ら信用性の問題とされるが、それ以降も合衆国最高裁によって偏頗の意義に関する判断がたびたび

---

争点混乱の弊害と利益衡量をして合理性を審査するわけではないのである。対決権の合衆国憲法上の地位を考えても、「第6修正は反対尋問権を制限する公判裁判所の裁量に優越」し、「反対尋問を通じた弁護の中心的証拠の提出を裁判所が妨げようとしているとき、通常の証拠法は道を譲らなければならない」という考え方の方が素直だろう。Rhode v. Dittman, 903 F.3d 646, 656 (7th Cir. 2018). 本稿の分析はこの立場に従い、公判裁判所の裁量行使が許されるのは対決権の範囲外に限られるという理解に立つ。

28) See, e.g., United States v. Gibson, 966 F.3d 451, 466-467 (7th Cir. 2021).

29) See Ani Oganesian, *The Confrontation Clause: Employing the “Greatest Legal Engine Ever Invented for the Discovery of Truth” to Promote Justice in Criminal Courts*, 51 LOY. L. A. L. REV. 681, 691 (2018); See also Rosanna Cavallaro, *Rape Shield Evidence and the Hierarchy of Impeachment*, 56 AM. CRIM. L. REV. 295, 299 (2019).

30) Blinka, *supra* note 5, at 385; See Benson v. United States, 146 U.S. 325 (1892).

現れている<sup>31)</sup>。合衆国最高裁の判断は偏頗が信用性評価の上で警戒すべき事実だという方向を示す点でおおむね一致している。その実質的な理由は次のように考えられる。

第一に、偏頗は証人の証言過程に与える影響が大きい。証言は知覚、記憶、表現、誠実性の4要素で成り立つ。ある事実が証人の信用性を減殺できる弾劾証拠に当たるのは、証言過程のいずれか1つでも否定しているからである。影響する要素が多ければ多いほど弾劾証拠としての価値は高いことになるだろう。

偏頗はもちろん、誠実性に関係する。証人は意図的に当事者の有利・不利になる証言をする動機を持つ。しかし、そのみならず、知覚・記憶・表現のすべてに影響が及びうる<sup>32)</sup>。「人は見たいものを見る」という格言が示すように、ある出来事を知覚した時点で、何を見るか、聞くかということには無意識のうちに選別が働いている。また、人の記憶は安定的で確実なものではない。時間の経過によって細部や詳細が薄れ、再構築される。この再構築の際に、自分のものの見方に沿った都合のいい解釈が入り込む余地がある。好意や敵意、利害関係に従って記憶する事項が選ばれるのである。そして偏頗は、記憶の内容を伝えるための表現のあり方にも及ぶ。同じ出来事を表現するのにも単語1つで印象は大きく変わるが、語の選択は証人に委ねられている部分が多い。証人の表現が偏頗を反映して知らず知らずのうちに当事者の片方に偏ったものになりうる<sup>33)</sup>。

第二に、偏頗は常に関連性がある<sup>34)</sup>。当事者への好意や敵意、利害関係など偏頗の根拠となる事実が示されれば信用性と一定の強度の関連性があると解することができる。証人と当事者の関係が変わったり、訴訟結果による利益がなくなったりしない限り、偏頗の事実は必ず一定の証拠価値を持つ。

---

31) *Alford, Davis, Van Arsdall, Abel* のほか, *Olden v. Kentucky*, 488 U.S. 477 (1988).

32) *WRIGHT & GOLD, supra* note 3, at § 6095.

33) *Blinka, supra* note 5, at 387-388.

34) *Abel*, 469 U.S., at 52.

偏頗と並んで弾効効果が高いとされる証言能力の瑕疵と比較すれば<sup>35)</sup>、この意味は一層明らかだろう。証言能力の瑕疵による弾効は、知覚・記憶・表現の各能力のいずれか1つないし全部を欠いていることを示すために行われる。たとえば、証人が出来事を目撃した際に薬物やアルコールの影響下にあったならば知覚の歪みの可能性を示す事情になる。また、証言時に薬物を使用し、あるいは飲酒していたのであれば、記憶や表現の信頼性も疑わしくなる<sup>36)</sup>。

これに対して、証人が薬物中毒者やアルコール依存症患者であるとなると関連性の程度がはっきりしなくなる。確かに、薬物の常用や習慣的な飲酒によって、平常時でも知覚や記憶、表現の各能力が低下することが知られている。しかし、その影響は依存の程度によって変わる。裁判所は、薬物中毒者やアルコール依存症患者の事実だけでは弾効証拠として十分とはせず、知覚や記憶、表現の各要素に影響が及んでいることの立証を併せて求めることが多い<sup>37)</sup>。

したがって、証言能力の瑕疵といっても、信用性を弾効する強さは具体的状況に照らしてかなりの差があり、一概に信用性判断を左右するとはいえない。このような議論は偏頗では見られない。弾効証拠として許容されないほど関連性が薄いという状況はほとんど考えられていないのである。

第三に、偏頗があるから信用できないという評価は素朴な経験則に裏付けられている<sup>38)</sup>。われわれは社会生活の中で他者が真実を語っているか判断するとき、対人関係や利害関係を常に考慮している。セールストークが中立的とは考えないし、報酬を対価にした商品レビューであれば企業側の有利に傾いていることを差し引かなければならない。不都合な事態やミスに直面して、なるべく自分の不利にならないように取り繕おうとした経験は誰しもが思い当たるだろう。日常にありふれている経験に照らせば、偏

---

35) See Blinka, *supra* note 5, at 366.

36) WRIGHT & GOLD, *supra* note 3, at § 6097.

37) *Id.*

38) Blinka, *supra* note 5, at 384.

頗のありうる者の信用性を低く見積もるのは不自然なことではなく、むしろ人々の感覚と一致している<sup>39)</sup>。

このように、証言過程へ影響する範囲の大きさ、関連性の強さ、経験則による裏づけという3つの観点に照らせば、偏頗事実には相当程度の弾効効果がある。

#### 4. 取引事実の反対尋問と法定刑

協力者証人の取引事実は、偏頗の一例であり、上記の議論がそのまま当てはまる。つまり、取引を結んだ事実は偏頗の一類型として証人の信用性を左右するものであって、必ず反対尋問を許さなければならない。*Van Arsdall*のように、証人が検察官と捜査・公判協力型取引を結んでいることの反対尋問を禁止すれば対決権侵害に当たる。

問題は取引事実のどこまでが対決権の要請に含まれるのかということである<sup>40)</sup>。協力者証人の信用性を弾効しようとする場合、弁護側は捜査・公判協力型取引を結んでいる事実以外にも反対尋問をしたいと考える。たとえば、取引や合意による利益について証人の理解を問うことも狙いとされるだろう。しかし対決権の範囲に含まれなければ反対尋問制限は対決権違反にならない。*Van Arsdall*は「第6修正の対決権条項は検察側証人の偏頗可能性について制限を課すことのすべてを禁止するものではない [傍点引用者]」としている<sup>41)</sup>。対決権条項が公判裁判所の裁量を防ぐのはあくまでその保障範囲内にある反対尋問に限られ、偏頗に関わるあらゆる反対尋問が憲法上の保護に値するという発想には立っていない。偏頗の反対尋問にもグラデーションがあるということになる。

一方で、偏頗の反対尋問を全面的に制限することだけが対決権侵害にな

39) *See id.*

40) Oganessian, *supra* note 29, at 683; Evan Haglund, *Impeaching the Underworld Informant*, 63 S. CAL. L. REV. 1405, 1426 (1990).

41) *Van Arsdall*, 475 U.S., at 679.

るともいえない。Van Arsdallは「偏頗が生じた可能性に関する反対尋問を全面的に禁止した」ことが対決権の侵害だとしたが、Davisは偏頗可能性について何らかの反対尋問ができていたとしても、効果的な反対尋問の機会の保障があったとはいえない場合のあることを認めているためである。つまり、Davisでは偏頗の有無に関する尋問は許されていた。にもかかわらず反対尋問権の要請を満たすには十分でなかったと判断されている。

対決権保障のために必要な反対尋問の範囲は判例上確立しているとはいいがたい。協力者証人の取引についても同様に、取引の何についてまで反対尋問を絶対に認めなければならないのかはDavisやVan Arsdallによっては定まらない。そこで、どのような事実であれば裁判所の裁量による制限が許されるかについて、連邦控訴裁判所の間で対立がある。

特に問題になるのは証人が元々さらされていた犯罪事実の法定刑や量刑ガイドライン上の量刑幅についてである。捜査・公判協力型取引で合意される利益は、① 訴追の取消し等の公訴事実に関する合意、② 特定の量刑が適切との意見を述べることや減刑の申立てをするという求刑に関する合意、③ 特定の量刑になるという裁判所を拘束する量刑の合意、④ 金銭合意のいずれかに当たるのが一般的と考えられる<sup>42)</sup>。協力者の量刑に関する①、②、③の取引は、たとえば「謀殺の訴追を取り消す」、「5年の求刑をする」というものになる。しかし、合意の内容だけでは協力者の受ける正確な利益を判断することができない。協力者の受ける正確な利益を事実認定者に示すためには「20年の刑だったのに取引をして5年の刑になったから15年の利益を得た」と言えなければならない。したがってこの主張をするためには「20年の刑だった」という協力者が元々さらされていた法定刑の情報が必要になる<sup>43)</sup>。

こうして、協力者証言の反対尋問制限の事件で、反対尋問権保障の上で

---

42) See F. R. Crim. P. Rule 11 (c)(1).

43) See United States v. Rushin, 844 F.3d 933, 937 (11 th Cir. 2016).

核心となる「陪審員が証人の信用性を適切に推認できるようにする事実」の限界をめぐって争いが起こる。以下では控訴裁判所の判断の分析を通じて、取引に関する反対尋問のうち、第6修正の保障範囲とされるものを検討する。そして、取引による弾劾では何が核心と理解されているのかを探る。

(1) *Brown v. Powell*

法定刑に関する反対尋問制限について、先駆的な判断の一つとなったのは第1巡回区控訴裁判所の *Brown v. Powell* である<sup>44)</sup>。被告人は第一級謀殺で訴追された。公判では共犯者証人が証言をした。証人は証言取引により、第一級謀殺・第二級謀殺の訴追が取り消され、軽罪である故殺のみ有罪答弁した。また、証言には刑事免責が与えられていた。証人には故殺の上限である15年から30年の拘禁刑が言い渡されており、これらの事実は陪審に示されている。弁護人は元々の訴追事実である第一級謀殺の刑の上限（終身刑）について反対尋問しようとした。これを裁判所が制限したため、第6修正に反しないかが争点となった<sup>45)</sup>。

控訴裁判所は、本件反対尋問制限に違法はないと判断した。同裁判所は、第6修正の対決権条項は被告人側の反対尋問において「『最低限の前提的質問』の保障を要請するものであ」って<sup>46)</sup>、「排除した事実を抜きにしても他の情報から十分に証人の偏頗を判別できる場合」反対尋問制限は違法とならない<sup>47)</sup>。本件において、陪審は証人が第一級謀殺、第二級謀殺を回避していることはもちろん、故殺が第一級謀殺の縮小犯罪であることを説示されており、証人が15年から30年の拘禁刑を宣告された事実からも、より重い刑罰を回避したと陪審は推認できる<sup>48)</sup>。したがって陪審は、

---

44) *Brown v. Powell*, 975 F.2d 1 (1st Cir. 1992).

45) *Id.* at 3.

46) *Id.* at 5 (quoting *United States v. Jarabek* 726 F.2d 889, 902 (1st Cir. 1984)).

47) *See id.* (quoting *United States v. Tracy* 675 F.2d 433, 437 (1st Cir. 1982)).

48) *Id.*

証人が「被告人に対して証言をし、虚偽を述べる強力な動機を持っていたと結論するのに十分な情報を得ていた」のだから、反対尋問を制限することができる<sup>49)</sup>。

このように *Brown* は、証人が協力前にさらされていた刑罰の情報がなくとも、陪審は証人の信用性評価を適切に行えるから、反対尋問を制限しても差し支えないと判断している。量刑の上限が終身刑である事実は、取引や利益供与の有無とは異なり、偏頗や信用性の評価に必要となる最低限の情報に含まれると考えていないということになる。

## (2) 反対尋問制限を広く認める巡回区

### ① 第7巡回区、第8巡回区の判断

*Brown* の判断以降、各巡回区で証人が協力前にさらされていた法定刑の反対尋問制限を論じる判断が見られるようになる。巡回区の判断は適法とするものが多い。これらの判断は、*Brown* と同様、法定刑の証拠価値を低く見積もるが、これに加えて、反対尋問を許容した場合の不利益を考慮する。控訴裁判所の判断は、(1) 陪審の信用性評価への影響という対決権侵害の有無、(2) 規則611条等に照らし裁判所の裁量行使が合理的で濫用に至っていないかという二段階の判断枠組みを用いるものが主流になっている<sup>50)</sup>。

反対尋問制限が違法ではないという判断は具体的事実関係に照らして行

---

49) *Id.* 控訴裁判所は、このほか、証人の前科事実の重さ、犯行に用いられた凶器の窃盗、自己矛盾供述の事実から証人の信用性を弾劾する証拠が多数提出されていること、および被告人の有罪を示す証拠が圧倒的であることを指摘する。*Id.*

50) ただし、前掲注27)で述べた事情から、こうした審査基準さえも巡回区間で統一されていない。もっとも、裁量濫用の審査のみを行う巡回区であっても、違法性の判断は「合理的陪審が証人の信用性に関して異なる印象を受けた可能性」によって行われるため、対決権と裁量濫用の関係の理解によって結論が分かれるものではないと考えられる。*See United States v. Walley*, 567 F.3d 354, 358 (8th Cir. 2009).



う。*Brown* が当該事件において実際に行われた反対尋問の程度を参照するように、対決権違反や裁量濫用に当たるかは具体的事情に照らして評価される。許容された反対尋問の範囲、協力前の法定刑の重さは事案ごとにさまざまだからである。

これに対し、法定刑の反対尋問を制限してもおよそ違法になることはほとんどないことを示唆する巡回区も存在する。たとえば、第7巡回区控訴裁判所の *United States v. Trent* では、絶対的下限刑が20年であることについての反対尋問制限が争われた。同裁判所は、「第6修正の核心的価値が侵害されるのは『被告人側が偏頗を明らかにすることを完全に禁止された場合』に限られる」のであり<sup>51)</sup>、「虚偽証言の動機を明らかにする機会が与えられていれば、対決権の核心的価値を満たすのには十分である」とする<sup>52)</sup>。*Trent* では反対尋問権の保障範囲がごく狭く解されている。

第8巡回区控訴裁判所はよりはっきりと、協力前の法定刑に関する反対尋問制限が対決権侵害にも裁量逸脱違反にもならないことを明らかにする<sup>53)</sup>。*Yang v. Roy* は、協力者が5年から50年の刑罰にさらされていたという情報を制限し、代わりに相当程度の刑罰に直面していたという表現を使うことを命じた事件だった。控訴裁判所は、対決権条項により、証人が協力前に直面していた法定刑と取引で得た量刑が比較できなければならないことは認めながらも、「この比較は、証言によって得られる量刑上の利益を具体的数字で表現する必要はない」とする<sup>54)</sup>。法定刑に代えて相当程度の刑罰という表現を用いても「陪審が協力者証人の信用性について異なる印象を受けたとはいえない」としている<sup>55)</sup>。

---

51) *United States v. Trent*, 863 F.3d 699, 705 (7th Cir. 2017) (quoting *United States v. Sanders*, 708 F.3d 976, 990 (7th Cir. 2013)).

52) *Id.*

53) ただし、第8巡回区は伝統的に反対尋問制限を緩やかに審査してきたわけではない。

54) *Yang v. Roy*, 743 F.3d 622, 627–628 (8th Cir. 2014).

55) *Id.* at 628.

Yang は対決権上の侵害について論じたものだが、第8巡回区控訴裁判所はさらに裁量濫用の文脈でも違法の余地を狭く解する理解を示す。*United States v. Baldenegro-Valdez* は、「絶対的下限刑や量刑ガイドライン上の量刑に関する弁護人の技巧的議論を制限しても通常は裁量濫用に当たらない」と明言している<sup>56)</sup>。

したがって、第7巡回区、第8巡回区では、およそ協力者証人が協力前に直面していた具体的法定刑は、陪審が最低限証人の偏頗を評価するのに不要のものであるから対決権侵害にならず、裁量濫用の審査でも証拠価値が弊害を上回ることなく<sup>57)</sup>、制限が違法になることがないと見られてい

---

56) *United States v. Baldenegro-Valdez*, 703 F.3d 1117, 1123 (8th Cir. 2013).

57) 裁判所の裁量による反対尋問制限は、連邦証拠規則611条が示すように、反対尋問の証拠価値と弊害を衡量して制限の可否を決するものといえる。では、具体的法定刑について反対尋問することの弊害には何が含まれるのか。第11巡回区控訴裁判所の *United States v. Rushin* は、弊害の内容には陪審の法無視と争点の混乱が含まれると整理する。*Rushin*, 844 F.3d, at 939-940. 第一に、陪審の法無視は、陪審が共犯者証人に適用される刑罰の重さを知ることにより、被告人に対して無罪の評決を下してしまう危険のことを指す。陪審の法無視に基づく評決はデュープロセス違反であり、公判裁判所はこの危険を生じさせる弁護人の主張を制限できる。*Id.* at 940. 第二に、争点混乱について「量刑上の争点に関する複雑で混乱した『ミニ公判』を招くおそれがある」とする。*Id.* at 943. 「たとえば、被告人が量刑ガイドラインに関して反対尋問しようと考えた場合、ガイドライン上の計算や下限からの離脱等の議論をしなければならない」が、「このような複雑なシステムを量刑ガイドラインの知識を通常持たない陪審に説明するとすれば、たとえ弁護人にそのつもりがなかったとしても、時間の浪費と争点の混乱をほぼ確実にもたらすものとなる」。*Id.* at 940.

証人に予定されていた刑罰がどのようなものだったかを問わず、法定刑に関する反対尋問は、以上の弊害を典型的に伴うとされる。もちろん、重要なのは利益衡量だから、協力者の潜在的刑罰が重かった場合にまで反対尋問制限が合理的というわけではないことは *Rushin* 自身も認めている。*Id.* 844 F.3d, at 940. しかし、*Rushin* にあっても、反対尋問制限が違法となる事件が例外的ということが示唆されている。*Id.* 実際にも、多数派の巡回区で裁量濫用が認められる例はほとんどない。

もっとも、こうした弊害が反対尋問制限を正当化するほど強力で現実的なの

る。これらは、事実上、法定刑に関する反対尋問を一律自由に制限できることを判示したに等しい。両巡回区の判断の背後にあるのは、協力前の法定刑は弾劾証拠としての価値が特別優れたものではなく、相当程度の刑罰という表現や偏頗に関する他の反対尋問で代替可能だという発想だろう。

## ② 法定刑が極端に重い事件

以上は、絶対的下限刑や刑の上限が終身刑や死刑だったとしても変わらない。

第8巡回区の *United States v. Wright* は協力者証人の絶対的下限刑が終身刑になる危険があったにもかかわらず、終身刑の反対尋問を制限してもよいとした<sup>58)</sup>。事案は次のとおりである。被告人の共謀者である証人は、人の死傷結果を生じさせたヘロイン流通等の共謀で訴追されていた。証人には重罪の薬物前科があり、合衆国法典第21編851条に基づいてこの前科情報が提出されると絶対的下限刑が終身刑になる。そこで証人は証言する代わりに検察官が重罪の前科を提出しない約束を結んだ。弁護人は証人が終身刑の絶対的下限刑に晒されていたことを反対尋問しようとしたが、裁判所がこれを制限し、終身刑ではなく数十年の刑期 (decades) という表現を用いることのみ許容された<sup>59)</sup>。被告人の公判後、証人は20年の拘禁刑を宣告された。

控訴裁判所は終身刑の絶対的下限刑であっても反対尋問を制限したことに違法はないと判断する。同裁判所によれば、協力者証人が必ず終身刑になる可能性に直面していたことは証人の信用性に異なる印象を与えるものではない<sup>60)</sup>。本件証人の年齢は44歳であり、「陪審は『数十年』という刑

---

かについては異論がある。Oganesian, *supra* note 29, at 705; Marisa C. Maleck, *Does the Sixth Amendment Demand that Co-Conspiring Witnesses Reveal Their Plea Bargains*, 2010 U. CHI. LEGAL F. 447 (2010). 法定刑の情報を明らかにすることが実際に法無視の危険や争点の混乱に繋がるのか、本稿は立ち入らない。

58) *United States v. Wright*, 866 F.3d 899 (8th Cir. 2017).

59) *Id.* at 903.

60) *Id.* at 907–908.

期が終身刑に等しいことを推認できた」<sup>61)</sup>。さらに「陪審は証人が協力によって実際何年の量刑を受けたか知らなかったのだから、証人が最低限の量刑しか受けないとさえ想定することができた。つまり、『数十年』の刑期のうちほとんどを協力によって免除されるかのような印象を受け得たのである。実際には証人が回避できた刑期の程度は陪審が考えていたよりも小さかったと見られる」<sup>62)</sup>。

このように *Wright* は、終身刑と長期の刑期に信用性評価の上で質的な違いがないこと、公判時点で協力者の量刑が未定であり、むしろ陪審が実際よりも偏頗の度合いを大きく見込んだ可能性があることを挙げる。もっとも、信用性評価で重要なのは公判時点での証人の動機づけであって公判後の量刑は結果論にすぎない。比較しなければならないのは元の法定刑が数十年とされた場合と終身刑であることが明らかになった場合であり、本件では控訴審の結論とは逆に、実際に証人が回避できた量刑の程度は陪審が考えていたよりも大きいはずである。したがってこの点に関する判示は理由になっておらず、終身刑の反対尋問制限を正当化する理由づけとしては、終身刑という事実の証拠価値が大きくないことに求められよう。

さらに第1巡回区控訴裁判所の *United States v. Jimenez-Bencevi* は、証人に死刑の可能性があったことに関する反対尋問を制限した事件である<sup>63)</sup>。被告人の共犯者である本件証人は、証人の殺害を手段とする証人威迫で大陪審起訴されれば刑の上限が死刑になった。しかし、証人は結局この事実では訴追されなかった。本件証人は捜査・公判協力と引き換えに70ヶ月を超える求刑を受けないという合意を結んでいた。弁護人は証人が死刑法定犯罪で訴追されない秘密の取引を結んでいると考え、死刑可能性について証人に反対尋問しようとした。検察官は、死刑に関する合意は存在せず、訴追を取り消したのは証人が被害者の殺害計画を知っていた証拠が

---

61) *Id.* at 908.

62) *Id.* at 908.

63) *United States v. Jimenez-Bencevi*, 788 F.3d 7 (1st Cir. 2015).

ないためだと説明した。証人の弁護人もまた、死刑に関する取引は結んでおらず、証人は被害者の死を予想していなかったと説明した。公判裁判所は死刑の点につき弁護側の反対尋問を禁止した<sup>64)</sup>。

控訴裁判所は、死刑可能性の反対尋問を制限した公判裁判所の措置に対決権侵害も裁量逸脱もないと判断する。裁量濫用にならない理由として、取引事実等偏頗を生じる動機づけが明らかになっていたこと、および死刑を基礎づける事実が大陪審起訴の対象になっていなかったことを挙げるが<sup>65)</sup>、対決権違反との関係で次のように述べていることが注目される。「証人が協力しなかった場合にどれほど重い刑罰にさらされる危険があったか被告人が強調できなかったことは、被告人の中心的な主張、つまり証人らが自己利益の最大化をはかり、軽い刑罰を受けるために証言するという偏頗や動機づけの主張を何ら損ねるものではない。当裁判所は、捜査・公判協力型取引の他の点について立証が可能であった限り、協力者証人が死刑にさらされていることの反対尋問を制限した地方裁判所の判断は支持できると先例で判断しているのであって、本件においてもこの立場から離れる理由はない」<sup>66)</sup>。

たとえ死刑という通常の刑罰とは一線を画する極刑を受ける可能性があったとしても、対決権上の評価では付け加えるものがないということになる。法定刑の重さがどれほど極端なものであれ、陪審の信用性評価に与える影響は無視できることが *Jimenez-Bencevi* では示されている。

### (3) 反対尋問の制限に厳格な巡回区

これに対し、反対尋問を制限した公判裁判所の判断に裁量違反があると判断する裁判例が見られるのが第3巡回区と第9巡回区である。

#### ① *United States v. Chandler*

*United States v. Chandler* は、量刑ガイドライン上の量刑について反対尋

64) *Id.* at 12–13.

65) *Id.* at 23.

66) *Id.* at 22.

問を認めなかったことが違法と判断された事例である<sup>67)</sup>。本件では二名の共犯者証人に対する反対尋問制限が争点となった。まず、証人Sは捜査公判協力と引き換えに3オンスのコカイン売却でのみ訴追を受けるという合意に至り、Sはこの事実について有罪答弁した。Sの量刑は被告人の公判前に言い渡された。3オンスのコカイン売却は12ヶ月から15ヶ月の法定刑であるが、1ヶ月のhouse arrestとプロベーションのみで済んだとSは証言した。しかし、実際には5キロのコカインを取り扱っていたことを認めた。弁護人はSの量刑ガイドライン上の量刑を反対尋問しようとしたが、裁判所により制限された<sup>68)</sup>。もう一人の証人はYであり、Yは、捜査公判協力型取引により、15キロから50キロのコカイン取引の事実の有罪答弁した。また検察官が下限からの離脱申立てをすることを期待していた。Yの量刑はSとは異なり、公判時点で言い渡されていなかった。Yは50キロ以上のコカインは取引していないと証言した。被告人の弁護人は反対尋問でYがYの弁護人からどれほどの量刑に直面しているとの説明を受けたか尋問しようとしたところ、この尋問が制限された<sup>69)</sup>。

第3巡回区控訴裁判所は、このような反対尋問制限は対決権侵害になると判断した。同裁判所はS、Yの量刑ガイドライン上の量刑を計算し、Sは5キロのコカインを売却したと証言していることに照らして97ヶ月から121ヶ月、Yは15キロから50キロのコカイン取引に有罪答弁していることから157ヶ月から188ヶ月の量刑になると認定する<sup>70)</sup>。そして、「これらの事実を照らして、被告人に対する証言で証人の得る利益の莫大さを陪審が知らされていれば、合理的陪審はS、Yの信用性に関して異なる印象に至り得たと結論するのは難しいことではない<sup>71)</sup>」。検察側利益との衡量についても、「検察側には被告人が犯したとされる法を陪審が無視する事態を

---

67) United States v. Chandler, 326 F.3d 210 (3d Cir. 2003).

68) *Id.* at 216-217.

69) *Id.* at 217-218.

70) *Id.* at 221-222.

71) *Id.* at 222.

招きうる情報を遮断する利益があることは認めるが、そのような利益は被告人がSやYと対決する権利に劣後する<sup>72)</sup>。控訴裁判所は被告人の反対尋問権が優先する根拠として *Davis* を挙げる。*Davis* では証人の非行歴の保護のために反対尋問を制限することができるか争点となっていたが、合衆国最高裁は「この主張を明示的に退け、『対決権は非行少年の保護という州の政策目的に優先する』と述べている」<sup>73)</sup>。したがって、検察側には陪審の法無視を防止する利益が認められるにしても、「当該利益は対決権条項に基づく被告人の権利に勝るものではない」<sup>74)</sup>。

このように第3巡回区の *Chandler* では第1巡回区、第7巡回区、第8巡回区とは異なり、法定刑の情報が陪審の信用性評価に重要であって対決権侵害になる場合があることを認め、しかもその刑罰が死刑や終身刑ではなく10年前後の刑であっても違法となりうることを肯定する。取引事実のみならず法定刑についても陪審が適切な信用性評価のため必要な情報になると認めているのである。

## ② *United States v. Larson*

法定刑の反対尋問制限に厳格な立場を採るもう一つの例が第9巡回区控訴裁判所の *United States v. Larson* である<sup>75)</sup>。本件では、LとPの二名に対する反対尋問の制限が問題となっている。両証人は被告人の共謀者として大陪審起訴されていたが、公判に進まず証言取引を結び、協力の内容次第で下限からの離脱申立てをするという合意に達した。Pは50グラムのメタンフェタミン流通目的所持の事実について有罪答弁することにより5年から40年の法定刑となった。また、Lには2件以上の重罪の前科があり、絶対的下限刑である終身刑を科される危険があった。終身刑を回避できるのは検察官が下限からの離脱申立てをした場合に限られる。被告人の公判時点でPとLの量刑は言い渡されていなかった。弁護人は検察官の減刑

---

72) *Id.* at 223.

73) *Id.* (quoting *Davis*, 415 U.S., at 319).

74) *Id.*

75) *United States v. Larson*, 495 F.3d 1094 (9th Cir. 2007).

申立てがなかった場合にそれぞれの絶対的下限刑が終身刑，5年の拘禁刑になることを反対尋問しようとしたが裁判所により制限された<sup>76)</sup>。

第9巡回区控訴裁判所はPとの関係では公判裁判所の措置に違法はないが，Lとの関係では対決権侵害があると判断した<sup>77)</sup>。控訴裁判所は同巡回区の先例に基づき，合衆国憲法上の反対尋問権は常に公判裁判所の裁量の対象だとしつつも，「この制限は被告人が『証人に偏頗があるか』のみならず，『証人になぜ偏頗があるか』を主張する根拠となる記録を作成するための尋問を排除することはできない」<sup>78)</sup>。Pについては，合意内容や検察側証人として証言する動機を明らかにしていること，反対尋問制限にもかかわらず下限刑が5年であると実質的に証言していることから，弁護士人は反対尋問で証人の動機を十分探究できたとする<sup>79)</sup>。これに対し，Lは，絶対的下限刑が終身刑であって証拠価値が高いことから対決権侵害を認める。「検察官が減刑の申立てをしない限り，終身刑の絶対的下限刑に直面している協力者証人は，検察側を満足させるような証言をする抗いがたい動機を持つ。したがって，潜在的量刑の絶対的性質，刑期の長さ，刑罰を回避したい欲求によって，証人の信用性に疑問がもたらされる」<sup>80)</sup>。証明力と比較衡量される弊害の大きさも本件では制限を正当化しない。陪審公判で証人の量刑を認定することによる混乱は絶対的下限刑が終身刑であることは決まっているから生じるとはいえず<sup>81)</sup>，被告人の法定刑を陪審が推測する危険は，*Chandler* 同様，協力者証人に偏頗があることを明らかにする被告人の権利が優先すると判断する<sup>82)</sup>。公判ですでに明らかになって

---

76) *Id.* at 1098–1099.

77) ただし *harmless error* に当たるとして原審の判断は維持されている。*Id.* at 1108.

78) *Id.* at 1102 (quoting *United States v. Schoneberg*, 396 F.3d 1036, 1042 (9th Cir. 2005)).

79) *Id.* at 1103–1104.

80) *Id.* at 1104.

81) *Id.* at 1104–1105.

82) *Id.* at 1105.



いた、Lの前科や取引内容等、絶対的下限刑以外の情報を考慮しても、「これらの証拠はLの信用性に疑問を付すものであるが、検察側を満足させるための証言をする動機づけの大きさを明らかにしていない。それゆえ、現になされた反対尋問では陪審がLの信用性を評価するのに十分ではない」として違法だと判断する<sup>83)</sup>。

*Larson* もまた、対決権の保障に含まれる偏頗の反対尋問の範囲を広く解し、具体的法定刑の情報が弾劾証拠としての価値が高いことを指摘して結論を導いている。反対利益と衡量しても被告人の反対尋問権が優先するため、第9巡回区では少なくとも絶対的下限刑が終身刑である事件では弊害が証明力を上回ることなく、事実上、自動的に対決権侵害を認めたものと解される<sup>84)</sup>。

### ③ *Chandler, Larson* の限界

*Chandler* と *Larson* で具体的刑量の反対尋問制限に厳格な判断を下した第3巡回区と第9巡回区だったが、それぞれの判断に限界がないわけではない。

まず、第9巡回区では、*Larson* とは異なり法定刑の反対尋問制限を適法にする裁判例も存在し、法定刑の長短を問わず当該制限が必ず違法となるわけではない<sup>85)</sup>。また、*Larson* 自身も、その判示が絶対的下限刑についてのものであって、刑の上限には及ばないことを認める。*Larson* は、刑の上限と絶対的下限刑で別の評価が当てはまる理由として、「証人が受ける可能性のある上限の刑と、検察側の申立てのない限り必ず受けることになる絶対的下限刑は性質が根本的に異なっている」ことを挙げる<sup>86)</sup>。つまり、刑の上限はその通りの量刑になることがまされたから証人の偏頗を表

83) *Id.*

84) *See United States v. Wright*, 866 F.3d 899, 907 (8th Cir. 2017).

85) *See, e.g., United States v. Cohen*, 539 Fed. Appx. 743 (9th Cir. 2013); *United States v. Tones*, 759 Fed. Appx. 579 (9th Cir. 2018).

86) *Larson*, 495 F.3d. at 1106.

す事実としての証明力は低いのに對し、絶対的下限刑では相当程度の協力に基づく減刑申立てを受けなければ確実にそれ以上の刑罰になることを意味するため、証人の信用性評価に強く関連する<sup>87)</sup>。したがって、法定刑の反対尋問が弊害を上回る証拠価値を持つのは絶対的下限刑に限るとしている。

第3巡回区はその後の判断で *Chandler* の意義を削ぐ傾向にある。まず、*Chandler* から2年後の *United States v. Mussare* は、法定刑の上限について反対尋問を制限することは違法でないと判断した<sup>88)</sup>。*Mussare* は、*Chandler* は減刑の大きさについて証人に証言させることを要請しているのではなく、あくまで陪審の信用性評価を変更しうかの審査が求められるとして、法定刑に関する反対尋問を行う一律の権利を否定する<sup>89)</sup>。証言取引の内容や取引に関する証人の理解について反対尋問ができていれば、「証人が本来直面していた法定刑は証人の証言の動機に関する陪審の印象を変えものではない」から違法とならない<sup>90)</sup>。

さらに、*Mussare* より近時の判断である *United States v. Noel* もまた、法定刑の反対尋問制限を適法と認めている<sup>91)</sup>。証人は10年から終身刑の刑罰にさらされていたが、公判裁判所はこのことについて反対尋問を制限した。その代わりに、捜査・公判協力型取引の合意内容に関しては反対尋問を認めており、公訴犯罪事実の縮小や追加的訴追の制限が約束されていることは明らかになっていた<sup>92)</sup>。以上の事実に照らして、「排除された証拠がなくとも証人の偏頗や動機づけについて評価が十分行える情報が提出されていた」として反対尋問制限を認める<sup>93)</sup>。

---

87) *Id.* at 1106.

88) *United States v. Mussare*, 405 F.3d 161 (3d Cir. 2005).

89) *Id.* at 170.

90) *See id.*

91) *United States v. Noel*, 905 F.3d 258 (3d Cir. 2018).

92) *Id.* at 265.

93) *Id.* at 267.

このような第3巡回区の判断からは、法定刑の反対尋問の性質や証明力を特別視する傾向は抑えられ、むしろ反対尋問の制限を大幅に認める多数派の巡回区に接近していることが窺える。*Chandler*もまた、協力前の法定刑について一律に証拠価値が高いとしていたわけではなく、あくまで証言時点で得ている利益と元々の法定刑を比較して反対尋問制限の違法を導いていた。しかし、このような検討は *Mussare* や *Noel* では全く行われなくなる。*Mussare* と *Noel* で重視されているのは取引事実についてすでにどの程度の反対尋問が行われていたかだった。法定刑を問わなくとも、これらの反対尋問によって、効果的な反対尋問の機会があり、証人の信用性を適切に推認できる状況にある、と第3巡回区控訴裁判所は評価している。法定刑の反対尋問はこの評価を左右するほどの価値がない、ということになろう。

#### (4) 小 括

巡回区の判断をまとめると次のようになる。

第1巡回区、第7巡回区、第8巡回区など、法定刑の反対尋問制限を積極的に認める巡回区では対決権の保障は及ばないと理解されている。裁量濫用の審査でも、証拠価値が弊害を上回ることが通常ありえず、公判裁判所の措置が事後的に違法となることがほとんどない。以上の判断は刑罰がどれほど重くなろうと変わらない。

第9巡回区は、法定刑の反対尋問制限に消極的な立場を取り、反対尋問制限の適法性を弊害と証拠価値の利益衡量で決するときも、第1巡回区、第7巡回区、第8巡回区ほど法定刑の証拠価値を低く、また弊害の強さを大きくは考えていない。極限的な事件では裁判所の措置が違法と認定される。ただしそれは例外的である。

第3巡回区は、法定刑の反対尋問は合衆国憲法の対決権で保護されるから、弊害との利益衡量は認められない。しかし、近時の判断では、法定刑以外の偏頗に関する反対尋問が許容されていることを理由に適法と認定する事件が目立つ。

結局のところ、法定刑に関する情報は、第3巡回区、第9巡回区を含め、対決権の保障内容になるほど類型的な証拠価値はないと見られているということになるだろう。

## 5. 検討——協力者証人に対する反対尋問の核心

協力者の偏頗を示す取引事実は対決権によって許されなければならず、反対尋問を制限できない。このことは自明とされているにもかかわらず、協力前にさらされていた法定刑の反対尋問は対決権条項の保障には含まれない。控訴裁判所は取引事実と法定刑の間に線を引き、前者と後者の間には質的な違いがあるとしている。この線引きが妥当かの評価に本稿は立ち入らない。取引事件における反対尋問の意義を考察する上で重要なのは、なぜそのような解釈に立つのかということである。

協力者が直面していた法定刑の情報は、その証拠価値を低く見積もる控訴裁判所の評価とは裏腹に、信用性判断に相応の寄与がある。偏頗が強ければ強いほど信用性を減殺する程度は大きくなるが、その偏頗の大きさは協力者の利益の程度によって変わるからである。協力者の得た利益は弾劾証拠としての価値があり、これを決めるのは、合意の内容以上に、元々の法定刑の重さの程度である。たとえば、協力者が取引の結果5年の量刑になったとする。このとき、元の法定刑が長期6年だった場合と、絶対的下限刑が終身刑だった場合では、同じ量刑にもかかわらず、証人の得た利益は大きく異なるだろう。

法定刑の情報が重要なのは、協力者の量刑が公判時点で言い渡されていない事件でも同じである。量刑が5年から未知のXに変わったからといって、長期6年と終身刑の絶対的下限刑の差がなくなるわけではない。

協力者証人の得る報酬は法定刑と合意内容の引き算によって求めなければならない。さもなければ協力者の利益は評価できなくなる。法定刑の長さは相当程度に重いという表現で代えることもできない。第一に、証人が取引をしている時点で協力前の刑罰の方が協力後より重いのは当然だか

ら、相当程度に重いといわれても有益な情報は含まれていない。第二に、相当程度という言葉から陪審が正しい法定刑の重さをイメージできるかは疑わしい。40年の量刑は陪審にとっても重いだろうが、20年、あるいは5年の拘禁刑であっても同様に重いかもしれない。

主観的な評価の余地のある表現よりも、具体的な数字での客観的な情報を与えられた方が陪審の信用性評価は正確になる。このことは被告人のみならず、検察官にとっても有利に働くだろう。陪審は利益の大きさ、つまり偏頗の程度を大きくも小さくも誤信しうる。たとえば陪審が短期10年の法定刑を想像したのに、実際には長期5年であれば、協力者の量刑が1年になったか3年になったかを問わず、減刑の利益を本来より大きく見積もっている<sup>94)</sup>。法定刑の情報は無罪方向にも有罪方向にも誤解が生じることを防ぐために重要といえる。

協力者証人の直面していた法定刑は、証言の動機ひいては偏頗の強さや程度を正確に理解する上で不可欠のものであり、相応の証拠価値がある。にもかかわらず、控訴裁判所はほぼ一致して陪審が信用性を適切に推認するための事実ではないとして対決権条項の適用を否定する。このことが意味するのは、法定刑に関する事実が提出されなくとも、信用性評価は正しく行えると見られているということだろう。すなわち、たとえ利益の大きさを測ることができなかったとしても、陪審は正確に偏頗の影響を考慮できるということになる。

そのようにいえるのは、偏頗の強度を左右する法定刑の情報を待つまでもなく、取引の事実が明らかになった時点で証人の証言は十分に減殺されているという前提があるからと考えられる。第1巡回区控訴裁判所の *Jimenez-Bencevi* が法定刑の反対尋問を制限したからといって「被告人の中心的な主張、つまり証人らが自己利益の最大化をはかり、軽い刑罰を受けるために証言するという偏頗や動機付けの主張を何ら損ねるものではない」と述べているのも以上の観点から理解できる。

---

94) See Wright, 367 F.3d, at 360.

別の言い方をすれば、取引事実は利益の正確な内容にかかわらず、それを結んでいるだけで陪審の信用性を左右する影響力があると認められている。このことは、たとえ協力者の得られる利益が小さかったとしても変わりがない。これは、偏頗はその元となる事実さえ示せば十分な関連性と証拠価値を持つことのコロラリーと解される。証言能力の瑕疵が知覚や記憶、表現にもたらす影響の程度と切り離せないのとは異なり、偏頗は影響の程度を別に論じなくても強力な弾劾効果があるとみなされる。反対尋問権の保障の上で核心となるのは取引を結んだ事実そのものの方であって、法定刑は補充的なものにすぎないと見られているのである。

## 6. 結 論

取引事実に限らず、偏頗による弾劾は、合衆国最高裁と学説が一致して証拠価値が高いと理解しており、そのため合衆国憲法第6修正の対決権による保障を受ける。合衆国最高裁の判断からは、協力者証人の結んだ取引に関して、どの範囲までが対決権上許容しなければならないとされているか明白ではないが、連邦控訴審の裁判例からは協力者が協力前にさらされていた法定刑についての反対尋問は少なくとも対決権上は不要と解されていることが窺える。法定刑は協力者の得る利益の大きさを事実認定者が評価するために必須の情報であって、証拠価値が低いとはいえないにもかかわらず、このような判断が取られていることは、取引事実によって証人の信用性は十分に弾劾されると裁判所が考えていることを示す。つまり、取引事件において協力者を弾劾する上で重要なのは検察官と協力者が取引を結んでいることそれ自体であって、協力者の得た利益の大小ではない、ということになる。

もちろん、以上は、合衆国最高裁や控訴裁判所の考えた、ある種理想化された反対尋問理解であって、実際の事実認定者が期待されたとおりの信用性評価を行うかは別の問題である。協力者証言が、類型的虚偽のおそれがあるにもかかわらず、証拠排除しなくていいのは手続保障によって虚偽

性を無毒化できると考えられているからだった<sup>95)</sup>。この無毒化は理論上のみならず現実に行われなければ意味がない。*Davis* や *Van Arsdall* によれば協力者証人の反対尋問が陪審の信用性評価を左右するのは、偏頗の弾劾証拠としての価値が他の弾劾証拠と比較しても強力だからだった。そして、協力者が取引を結んだために偏頗を生じうるからこそが信用性評価に影響する。こうした法的評価が観念的なものではなく、現実と一致してはじめて、反対尋問は協力者証人の信用性判断に寄与するといえる。事実認定者が偏頗の証拠価値を認めて自己矛盾供述や証言能力の瑕疵よりも強く協力者証人の信用性を減殺し、しかも協力者の得る利益の大きさが分からなくても信用性を正しく評価可能だという前提があって「証人の真実性は反対尋問で審査され」<sup>96)</sup>る。

---

95) *Hoffa*, 385 U.S., at 311.

96) *Id.*